

2025年
夏

どうそ 満 議員活動報告



発行責任者 道祖 満
飯塚市鯉田2525-44
TEL 25-3280

つくります!
newしいづかライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

わが上に露ぞ置くなる天の川

門（と）渡る舟の櫂のしづくか

（よみ人知らず）

皆様お元気ですか。

今年の梅雨明けは、6月27日（金）と平年に比べ22日も早く、驚きました。

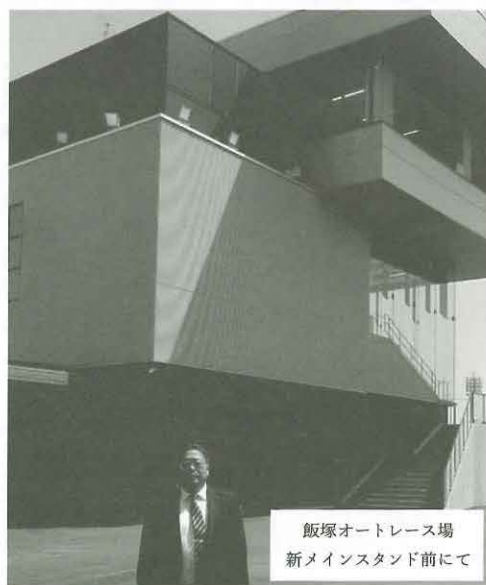
毎日、熱中症にならないように小まめに水分補給をするように心がけています。

飯塚市議会では、令和7年5月15日から5月22日まで臨時市議会が開催され、5月15日に江口徹議長に対する不信任決議案が可決されました。

飯塚市議会では、飯塚市議会委員会条例に従って、総務・福祉文教・協働環境・経済建設の4常任委員会が設置され各議員はこの4常任委員会のいずれかに委員として所属することになっています。この4常任委員会と議会運営委員会の任期2年間で、改選後から令和7年5月14日で切れるため、各委員会の委員の選任を目的として臨時市議会が開催されましたが、正副議長による調整が行われず、委員の選任が出来ませんでした。

また、令和7年6月12日より6月26日まで6月定例会議会が開催され、6月12日に江口徹議長に対する議長辞職勧告決議案が提出され、可決されました。

江口議員は議会閉会中に、議長権限で各委員会の委員を独自に選任したため、正副委員長が互選されず、委員会が開催できないため、各議案審議については、本会議場において全議員で質疑を行いました。



飯塚オートレース場
新メインスタンド前にて

令和 7 年 6 月定例市議会が開催されました。

令和 7 年 6 月定例市議会が、6 月 12 日から 6 月 26 日まで開催されました。

◎飯塚市税条例の一部を改正する条例

公示送達する事項を、インターネットを通じて閲覧できるようにする改正。

特定親族特別控除の創設に伴う改正。（令和 8 年 1 月 1 日から施行）

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設。（令和 8 年 4 月 1 日から施行）

◎飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市立病院に新たに循環器内科を設けるもの。（令和 7 年 8 月 1 日から施行）

◎契約の締結（庄内地区の上堰改良工事）

3 億 690 万円で、ミゾタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体と契約するもの。

◎契約の締結（白門井堰改良工事）

2 億 9,194 万円で、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体と契約するもの。

◎財産の取得（消防ポンプ自動車）

消防ポンプ車を飯塚市消防団飯塚方面隊第 8 分団に配備するため、2464 万円で愛知ポンプ工業(株)から取得するもの。

◎市道路線の認定

開発帰属に伴うもの。（1 路線・78.7m）

◎固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

2 名の選任。

◎専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）・令和 7 年 3 月 31 日専決

地方税法等の改正に伴い、総排気量 125CC 以下で最高出力を 50CC 相当以下に制御した新基準原付バイクの税率を年額 2,000 円とする。（令和 7 年 4 月 1 日から施行）

◎専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）・令和 7 年 3 月 31 日専決

地方税法施行令の改正に伴い、賦課限度額の基礎課税分を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金分を 24 万円から 26 万円に、均等割・平等割の減額対象範囲を、5 割軽減となる判定所得は被保険者 1 人につき 29.5 万円から 30.5 万円に、2 割軽減では被保険者 1 人につき 54.5 万円から 56 万円に拡大する。（令和 7 年 4 月 1 日から施行）

- ◎報告事項として、教育文化振興事業団の経営状況等 10 件が報告されました。
- ◎議員提出議案として、国に対して「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書」、「再審法改正を求める意見書」、「米不足と価格高騰の打開に関する意見書」を提出することになりました。

「江口徹議長不信任決議（案）」

23 名中・賛成 16 名・反対 7 名で可決

令和 7 年 5 月 15 日開催の臨時市議会で、江口徹飯塚市議会議長に対する不信任決議が 16 名の議員連名で提出され、正副議長と欠席 1 名を除く、23 名で採決した結果、賛成 16 名・反対 7 名で可決されました。

江口徹議長不信任決議（案）

議長は、法令、議運決定、先例に基づき、公平、中立な議会運営が求められ、江口徹議長もそのような議会運営が行えると信じ、これまで江口徹議長を議員として支えてまいりました。

しかし、江口徹議長は、自己が有利となるように、先例を捻じ曲げるような誘導をたびたび画策するなど、公平・中立な議会運営とは呼ぶには程遠く、議会運営は円滑に進まず、議員との信頼関係を壊す行為を重ねてきました。

江口徹議長は、議長の職責の重さを自覚し、ただちに議長としての職務を辞するべきである。

よって、飯塚市議会は、ここに江口徹議長の不信任を決議するものである。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会

（手元の新明解国語辞典によると、不信任とは、信任しないこと。信任とは、その人を信用して物事を任せること。信用とは、確かだと思ってそれに従うこと、まちがいないと見込むこと。と、あります。）

全国市議会議長会の見解

5 月臨時市議会において、常任委員会と議会運営委員会の委員が選任されなかったことを受けて、江口徹議長は「閉会中に議長が委員を選任することについて」全国市議会

議長会企画議事部議事係に令和7年6月2日に問い合わせを行いました。

市議会議長会問い合わせ事項（令和7年6月2日）

私ども、飯塚市議会は、統一地方選で、選挙後の臨時会にて、正副議長・議運・常任委員会委員を選出して、2年が経過しました。2年経過直後の5月15日に臨時会を開会し、委員会条例にて任期2年としている議運・常任委員会委員の選任を行う予定としていましたが、開会・会期の決定を終えたのち、委員の調整のための休憩をとった段階で、議長に対する不信任決議が出され、先決事件として日程追加し、提案理由説明・質疑・討論・採決の上、可決となりました。

不信任決議以降、その後の日程（議運・常任委員会委員の選任等議会人事のみならず、補正予算1件、専決議案3件）が処理できないまま、22日に臨時会は自然閉会となりました。

このような状況を打破すべく、議運・常任委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項及び第2項に「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」と規定されていることから、「議長の指名により」、委員の選任を行うことを検討しています。

つきましては、以下の2点についてご教示いただけますよう、お願いいたします。

Q1

議長の指名により、委員の選任を行うにあたり、何か法的に問題はるか。

Q2

議運が6月5日に迫っていますが、新しい委員を選任する場合、何日前までに選任する必要があるか。

2点目については、当方としては、本日2日もしくは明日3日に選任し、新しい委員による正副委員長互選を5日の9時半、定例会前の通常の議運を5日の10時開催と考えていますが、委員会条例第10条に「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。」とあることから、2日前まででしたら問題ないと考えていますが、それで間違いないか、お教えてください。

A 1

地方自治法が改正され、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる」旨が追加された際の趣旨・目的としては、補欠選挙で当選した議員が委員会活動に直ちに参加できるためであり、今回のように全員を指名することは、立法趣旨から反する。

全員を指名することを想定していないが、委員会条例の構文のとおり捉えるのならば、できなくはない。ただし、先ほど言ったとおり立法趣旨に反する上、現在の飯塚市議会の状況から見て、さらに混乱に拍車をかけることが想定される。

最終的には、委員会条例は各市議会で定めたものであるので、各市議会の自己の責任、個別の判断にはなる。

また、飯塚市の委員会条例は、市議会議長会の標準の委員会条例とは若干異なるため、「委員の辞任」が規定されておらず、仮に議長が選任した場合、辞任することができないことを懸念する。

A 2

特段、法定されたものではないので、各委員が参集可能であれば、よいのではないか。

日時：令和7年6月2日（月）午後3時30分頃

全国市議会議長会 企画議事部議事係 に

ホームページから問い合わせし、当日、電話にて連絡あり

03-3262-2303

※問い合わせ内容は、議長からメールで指示があった内容をそのまま貼り付けて、議長会に送付した。

この見解に対し、江口徹議長は令和7年6月6日に持論を全国市議会議長会に伝え、再度、見解を確認しましたが、次のページのとおりに前回と趣旨の回答が全国市議会議長会からありました。

市議会議長会問い合わせ事項（令和7年6月6日）

議長から依頼があり、問合せした。

Q要旨

委員会条例第8条第1項の「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる」について、

「立法趣旨を考えても、その趣旨がはっきりしない以上、文言をまっすぐ読み込み、閉会中に議長の指名により、議会運営委員会委員・常任委員会委員の全員の選任を行っても、法的に問題はないのではないか」

詳細は別紙参照

A

こちらとしては、そう解釈されるのなら、どうぞということになる。

飯塚市議会の委員会条例は県議会議長会の委員会条例の標準をトレースしているものと思われる。

法規は、本則があり、ただし書きは例外であると考ええる。

県議会議長会にもこちらから確認したが、県議会議長会の見解も、このただし書きについては、補欠選挙で当選した議員がすみやかに閉会中に委員会活動を行えるようにするためというのが趣旨であり、委員の選任は会議に諮ることが大原則。閉会中の委員会活動をすみやかに行えるようにという自治法改正時の立法趣旨は変わっていない。ただし書きはあくまで例外である。

前回の が回答した見解を維持しています。文言としては書いていないが、例外的なもの。

そもそも論として、議長がゴネて議会が空振りになる状況で、このただし書きで委員を指名したら、濫用と言われるのではないかと。

委員会に議員が出席せず、議案審査されず、閉会し、執行部が議案を専決処分することになる。

ただし書きはそもそも例外的なものである。

前回のキタムラさんのとおりであり、今回のような事態を想定していない。市議会議長会に命令権はない。文字面どおりいくのなら、独自の解釈ということになる。

また、問合せの中では、自治体法務研究の一部を引用しているが、前提条件が違う。

問合せのように解釈をされるなら、そちらのほうの解釈権行使となる。

日時：令和7年6月6日（金）午前11時00分頃

全国市議会議長会 政務第一部長 に

メールにて問い合わせし、当日、電話にて連絡あり

03-3262-2303

※前回の問合せ後、議長から直接、全国市議会議長会 政務第一部長

にメールした。その後、より電話があり、「議会事務局を介し

て、問合せしてほしい。議員と直接やり取りすると、公平性・公正性に欠けるおそれがある。この後の問合せについては私（ ）が対応する。」

江口徹議長は、飯塚市議会の各常任委員会の委員、議会運営委員会の委員の選任について、飯塚市議会委員会条例第8条（委員の選任）「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」の、ただし書きを根拠として、6月定例市議会が令和7年6月12日に開会されることを待たず、令和7年6月6日に市議会の閉会中一方的に、各委員の選任を行、全議員に通知しました。

この間、6月5日には、議会運営委員会が開催され、新しく委員が選任できない場合は、飯塚市議会委員会条例第3条（常任委員の任期）「常任委員会の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。」の規定をもって対応することが確認されていました。

議会の円滑な運営を行う考えがあれば、全国市議会議長会の見解を参考に、閉会中を理由に、独自に各委員会の委員の選出を行うことは、避けるべきだったと考えます。

「江口徹議長に対する

議長辞職勧告決議（案）」

23 名中・賛成 18 名・反対 5 名で可決

令和 7 年 6 月 12 日開催の 6 月定例市議会で、江口徹飯塚市議会議員長に対して、議長辞職勧告決議案が、19 名の議員連名で提出され、正副議長と欠席 1 名を除く、23 名で採決した結果、賛成 18 名・反対 5 名で可決されました。

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）

令和 7 年 5 月 15 日に招集された令和 7 年第 2 回飯塚市議会臨時会は、議長への不信任に端を発し、8 日間の空転の後、すでに任期を迎えている委員会委員の選任など、予定されていた案件はいずれも審議未了のまま、自然閉会となりました。

地方自治法第 104 条において「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とされておりますが、5 月の臨時会並びにその後この間の議長の議会運営において、江口議長が法に定める議長の職責を果たされているとは到底認められません。

市民や市政に関する市長提出議案の審議にあたるべき今、令和 7 年第 3 回飯塚市議会定例会において、再度の混乱を生じさせぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告するものです。

なお、江口議長におかれては、議長は可決された議会意思を尊重するという原則に立ち回り行動されますよう、改めて求めるものである。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会

議長と議員の処遇についてよく質問されますが、議長は市議会の代表としての活動があり、その活動に対しての報酬が大きな違いではないかと思えます。

「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」の第 2 条では、議員の報酬の額は、次のとおりとなっています。

1) 議長月額 576,000 円 2) 副議長月額 496,000 円 3) 議員月額 460,000 円
また、令和 6 年 1 月から 12 月までの年間報酬総額は、

1) 議長 9,036,000 円 2) 副議長 7,781,000 円 3) 議員 7,216,250 円
となっています。

「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた

議会運営の反省に関する決議（案）」

25 名中・賛成 20 名・反対 5 名で可決

令和 7 年 6 月 24 日に、「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議（案）」が、議長を除く 25 名で採決した結果、賛成 20 名、反対 5 名で可決されました。

5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議（案）

飯塚市議会は 5 月臨時会から 6 月定例会にかけて議会運営を誤り、議長が閉会中の 6 月 6 日に選任した議会運営委員会と 4 つの常任委員会は正副委員長すら選出できないまま、事実上、機能を停止している。議会運営委員会は成立の見通しがなく、市長提出議案の審査について常任委員会への付託を省略したほか、議会選出各種委員等の調整も行えない事態を迎えている。我々は、地方自治の停滞を招き、市民の信頼を失うに至った事態を厳しく反省し、地方自治の原点に立ち返らなければならない。

議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任については、5 月臨時会では調整に成功せず自然閉会となった経過があるとはいえ、6 月 5 日の議会運営委員会では 6 月定例会における議案付託までに常任委員会委員が選任できていない時は、委員会条例に基づいて後任が選任できるまでは現行の委員会体制で対応することで合意に達していた。

しかるに翌日 6 月 6 日 17 時 25 分、議長は全員を指名した所属一覧表を議会事務局長に命令し LINE ワークスにお知らせ文書とともに掲載し、直ちに議会運営委員会を招集した。この行為については、多年にわたる民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、市議会委員会条例の規定の立法趣旨を無視したものであることが、6 月定例会初日の 6 月 12 日に行われた議長に対する緊急質問の中で明らかとなった。辞職勧告決議採択の後、出席催告を経て議員 10 人の少数出席で本会議を開催したことは、出席のための調整をせず今回の委員選任の報告を優先したものである。辞職勧告決議案の質疑と討論では、議長直撃インタビューとした YouTube 番組において、議長が議員の個人としての誤った見解を述べていたことも厳しく指摘された。これらの背景に、議長自身による議長辞職と議長選挙をめぐる不透明な約束があったことも明らかになった。

これらの行為を議長は深く反省するとともに、議会運営委員会と常任委員会の委員選任等について、下記の 5 点に関して、本来、発言し責任を明らかにすべきところである。

そもそも、地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、議会は地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使し、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する立場にあり、公正で民主的な議会運営が求められるのは当然である。飯塚市議会はこの際、5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する。

記

- 1 閉会中の全員選任は立法趣旨に反する、議員が出席せず議案審査がされない事態が生じるとの指摘を全国市議会議長会から2回受け取ったが、代表者会議と議会運営委員会に諮らず実行したこと。
- 2 6月5日の議会運営委員会の合意を蔑ろにしたこと。
- 3 出席催告後とはいえ少人数の開議の前に行うべき調整を放棄したこと。
- 4 先例・申し合わせを尊重し会派・議員との協議と合意形成へさらに努力すべきであったこと。
- 5 議長直撃インタビューに登場し議員個人として誤った見解を発信したこと。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会

「放課後児童クラブに関連して」一般質問 熱中症対策を要望

ここ数年、毎年ごとに酷暑と言って良いほどの暑い夏がやってきます。

令和5年の夏に、「放課後児童クラブ」の関係者から、市内各所の「放課後児童クラブ」の暑さ対策にばらつきがあり、預かる児童の熱中症対策について対応してほしいとの要望がありました。

この要望を受け、令和5年の9月定例会市議会で一般質問を行い、市教育委員会に対応を要望いたしました。

また、引き続き、令和6年の9月定例会市議会では、この対応の進捗状況の確認を行いました。

「放課後児童クラブ」については、市内では19か所で実施されていますが、遊戯室から各部屋に空調設備が整備されている施設は、5か所のみです。

また、遊戯室が整備されていない施設は、3か所あります。

今年の3月に、こども家庭庁から各都道府県の放課後児童健全育成事業所担当課長等に「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」がでていますが、この中では、女性の就労参加に伴う、放課後児童クラブへの需要の高まりにより、児童クラブ数と利

用児童数が大きく増加する中で、地域における子どもの安全・安心の確保という課題に対応するため、児童福祉法に基づき、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての経過が記載されていますで、放課後児童クラブの必要性は、教育委員会も十分承知のはずです。

放課後児童クラブの選択は、通学している小学校内に限られてきますので、施設によって設備の差が生じることは問題であると考えています。また、熱中症警戒アラートが毎日発令される状況では、設備の差で子たちの安全対策に差が生じることは問題であると考えますので、熱中症対策のさらなる取り組みを要望いたしました。

質問 令和5年・令和6年・令和7年と、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」が、文部科学省・スポーツ庁の担当課から各都道府県・厚生労働省等の関係各所に出されています。ご存じでしょうか。

答弁 承知している。

質問 働く人たちが増えて、安心して子どもたちを預けられる制度として「放課後児童クラブ」が整備されてきたため、新しくつくられた小中一貫校併設の、幸袋・飯塚鎮西・穂波東・穎田の「放課後児童クラブ」は施設全体に空調設備の整備が行われていると考えるのがいかがですか。

答弁 一貫校では、その通りである。

質問 子どもたちを安心して預かる施設に差があることは望ましいことではないと考えますが、今後の対応についての考えを示していただきたい。

また、今後は菰田・立岩地区での児童数は増加する可能性があり、施設整備に取り組む必要が生じるのではないかと思うがどのように考えているのですか。

教育長 子どもが安心して過ごせる環境を整えるということは、熱中症対策も含まれると思う。教育委員会内部、市長部局の関係課とも協議をして検討しているが、現在までに導入に至っていない。国の動向も注視しながら検討していきたいと考えるが、それまでは児童クラブの実情に合わせて、学校施設の活用を中心に組みんでいきたい。

市長 働く親御さんにとって児童クラブというのは、子どもの居場所であり、安心安全な場所でなければいけないと思っているので、教育委員会としっかり連携を図っていききたいと思う。

最後に要望として、学校施設の利用は便宜上のもので、施設間の移動の際の安全管理などが、新たに発生することを考えられるので、抜本的に一施設の中で目の届く体制を整えることを要望いたしました。（各児童クラブの夏場の活動場所の一覧表を添付。）

夏期休業期間を含む夏場での児童クラブ活動場所

2025. 6. 27時点

No.	児童クラブ名	活動(実施)場所	遊戯室の有無	遊戯室エアコンの有無	R 6 年度までの学校施設利用状況		R7の新たな取組(夏のみ)
					利用の有無	有りの場合、 利用場所及び利用開始時期	
1	幸袋	児童センター(館)	○	○	×		
2	飯塚	児童センター(館)	○	○	×		
3	飯塚鎮西	児童センター(館)	○	○	×		
4	穂波東	児童センター(館)	○	○	×		
5	瀬田	児童センター(館)	○	○	×		
6	立岩	児童センター(館)	○	×	○	・生活科ルーム：R4～	
7	飯塚東	児童センター(館)	○	×	○	・ランチルーム：H25～	
8	鯉田	児童センター(館)	○	×	○	・視聴覚室(夏のみ)：R1～	音楽室を追加で借りて学校のみで運営予定
9	片島	児童センター(館)	○	×	○	・ランチルーム：R5～	
10	上穂波	児童センター(館)	○	×	○	・和室：H25～ ・Eルーム(夏のみ)：R5～ ・クラブハウス：R3～	
11	大分	児童センター(館)	○	×	○	・視聴覚室：R3～ ・音楽室(夏のみ)：R3～ ・ランチルーム(夏のみ)：R3～	
12	伊岐須	伊岐須小教室	×	—	○	・ランチルーム(夏のみ)：R6～	
13	高田	児童センター(館)	×	—	○	・ランチルーム(夏のみ)：R5～	
14	内野	内野小教室	×	—	○	・ランチルーム(夏のみ)：R2～	
15	二瀬	児童センター(館)	○	×	×	×	学校の空き教室を使用予定
16	菰田	児童センター(館)	○	×	×	×	学校の空き教室を使用するよう調整中
17	棕本	児童センター(館)	○	×	×	×	学校の空き教室を使用するよう調整中
18	若菜	児童センター(館)	○	×	×	×	学校の空き教室を使用するよう調整中
19	庄内	児童センター(館)	○	×	×	×	学校の空き教室を使用するよう調整中

※夏＝夏期休業期間を含む高温時

○遊戯室にエアコンがある児童クラブ＝5か所(幸袋、飯塚、飯塚鎮西、穂波東、瀬田)

○遊戯室にエアコンがない児童クラブ＝11か所(立岩、飯塚東、鯉田、片島、上穂波、大分、二瀬、菰田、棕本、若菜、庄内)

○遊戯室がない児童クラブ＝3か所(伊岐須、高田、内野)